厚生労働省 山形労働局

報道発表資料



「ヤッピー」は山形労働局のイメージキャラクターです。

令和８年 11 月 11 日（水）

【照会先】
山形労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長　小熊 いずみ
地方産業安全専門官　鈴木　保
TEL 023-624-8223

報道関係者 各 位

冬期間は、凍結・積雪による労働災害が多発します

～12月１日から２月28日まで「冬の労災をなくそう運動」を展開～

例年、山形県内では 12 月から 3 月頃までの冬期間、凍結、積雪による転倒災害や墜落・転落災害、交通事故など冬期特有の労働災害が多発します。

このため、山形労働局（局長 島田 博和）では、「冬の労災をなくそう運動」を通じ、冬期特有の労働災害を防止するための安全対策の強化等について、山形県内の事業者、労働者等に幅広く呼び掛けます。

「冬の労災をなくそう運動」実施要領（抜粋）　（詳細は、資料１をご参照ください）

◎ 趣　　旨

山形県は、県全域が積雪寒冷地域であることから、冬期間に凍結や積雪による転倒災害や墜落・転落災害、交通事故など冬期特有の労働災害（以下、「冬期型災害」という。）が多発します。

冬期型災害を防止するためには、基本的な作業手順や交通ルールの厳守といった労働者自身による安全対策の実施はもとより、事業者自らが冬期型災害の防止に向けた安全方針を表明し、刻々と変化する自然環境に即応し、作業環境を整備することが重要です。

これらを踏まえ、12月から２月までの３か月間を実施期間として「冬の労災をなくそう運動」を展開し、冬期型災害を大幅に減少させる取組を、山形県内の事業者、労働者等に幅広く呼び掛けるものです。

◎ 実　施　期　間　　**令和８年 12 月１日から令和９年２月 28 日まで**

◎ 運動スローガン　　**冬の朝　慣れた足元　もう一度　危険を予知して　転倒防止**

◎ 事業場の実施事項

- 気象情報の活用による安全対策の実施
- 凍結等による転倒災害防止の徹底
- 屋外作業における安全対策の実施
- 雪下ろし作業等における安全対策の実施
- 交通労働災害防止対策の徹底
- 高年齢者対策
- 一酸化炭素等の中毒予防対策
- 雪崩災害防止対策の徹底

資料１　令和８年度「冬の労災をなくそう運動」実施要領
資料２　山形県内における冬期型災害発生状況